

【5月23日は「難病の日」です】

しまね難病相談支援センターでは、難病の日に合わせて、県内の2会場で難病に関する展示をしています。

「難病の日」とは、2014年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立したことを記念して、日本難病・疾病団体協議会が、毎年5月23日を「難病の日」に登録しています。

展示を通して、「難病の日」を広く知っていただくとともに、島根県内の難病患者・家族会の活動を紹介しています。

この機会に、多くの方々に、難病患者さんやご家族の思いに触れ、難病に対する理解を深めていただきたいと思います。

〈展示場所・日時〉

◎ 島根県庁 1F 玄関ロビー展示コーナー

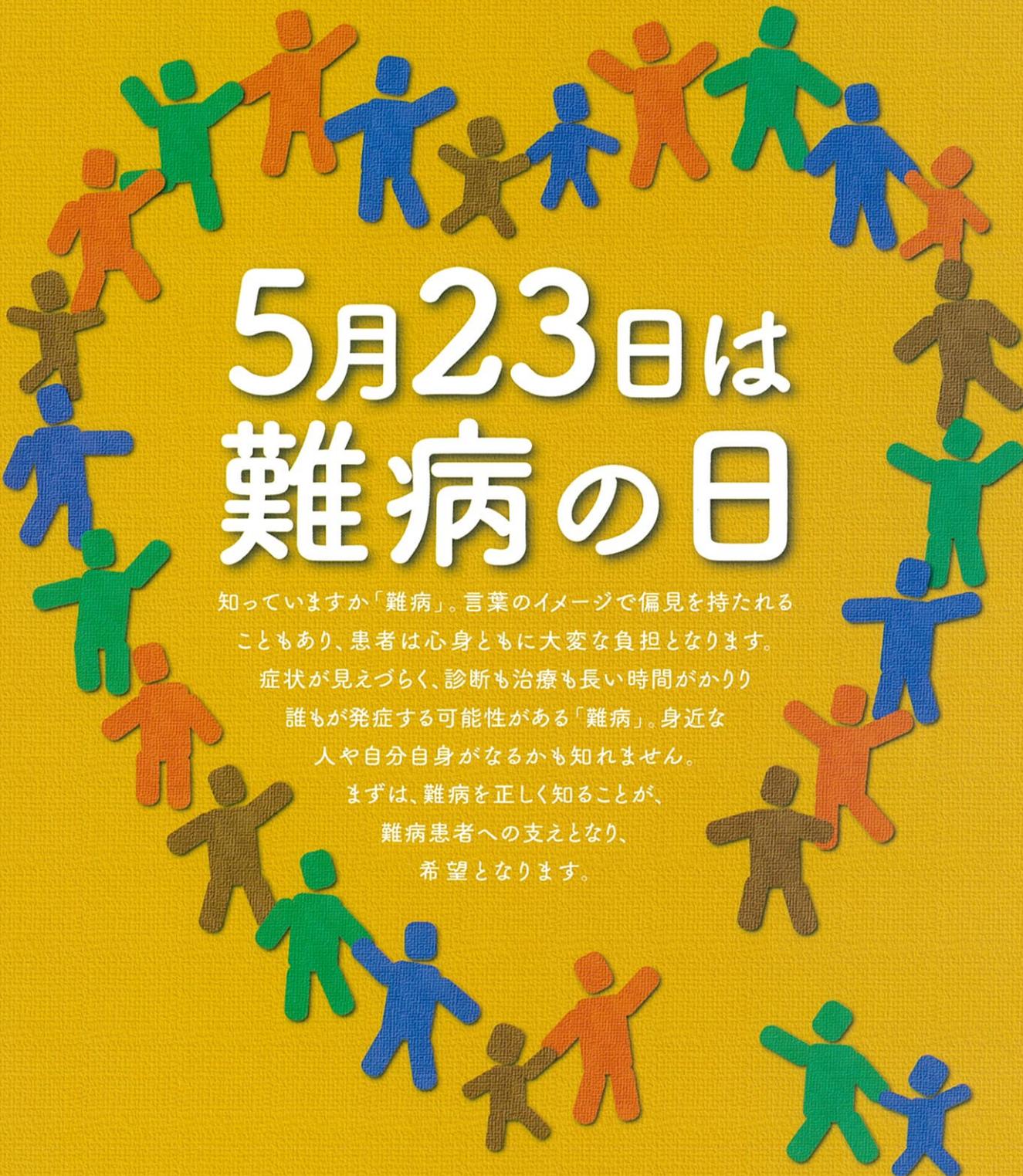
5月20日(月)～ 5月30日(木)

◎ 道の駅「ゆうひパーク浜田」展示コーナー

5月21日(火)～ 5月30日(木)



知ることが支えになる、希望につながる



5月23日は 難病の日

知っていますか「難病」。言葉のイメージで偏見を持たれる
こともあり、患者は心身ともに大変な負担となります。

症状が見えづらく、診断も治療も長い時間がかかり

誰もが発症する可能性がある「難病」。身近な
人や自分自身になるかも知れません。

まずは、難病を正しく知ることが、
難病患者への支えとなり、
希望となります。

●難病の日とは、2014年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が成立したことを記念して、5月23日を「難病の日」に記念日登録いたしました。
患者や家族の思いを多くの人に知ってもらう機会とするのが目的です。

一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）
〒170-0002 東京都豊島区巢鴨1-11-2-604 TEL: 03-6902-2083 FAX: 03-6902-2084

